

図表 2: 詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目: 告示で規定)

追加項目	実施できる条件(基準)			
貧血検査(ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定)	貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者			
心電図検査(12誘導心電図) ^{注1)}	当該年度の特定健康診査の結果等において、収縮期血圧140mmHg以上若しくは拡張期血圧90mmHg又は問診等で不整脈が疑われる者			
眼底検査 ^{注2)}	当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖が、次の基準に該当した者			
	<table border="1"> <tr> <td>血圧</td> <td>収縮期140mmHg以上又は拡張期90mmHg以上</td> </tr> <tr> <td>血糖</td> <td>空腹時血糖値が126mg/dl以上、HbA1c(NGSP値)6.5%以上又は随時血糖値が126mg/dl以上</td> </tr> </table> <p>ただし、当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧の基準に該当せず、かつ血糖検査の結果の確認ができない場合、前年度の特定健康診査の結果等において、血糖検査の基準に該当する者を含む。</p>	血圧	収縮期140mmHg以上又は拡張期90mmHg以上	血糖
血圧	収縮期140mmHg以上又は拡張期90mmHg以上			
血糖	空腹時血糖値が126mg/dl以上、HbA1c(NGSP値)6.5%以上又は随時血糖値が126mg/dl以上			
血清クレアチニン検査(eGFRによる腎機能の評価を含む)	当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖が、次の基準に該当した者			
	<table border="1"> <tr> <td>血圧</td> <td>収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上</td> </tr> <tr> <td>血糖</td> <td>空腹時血糖値が100mg/dl以上、HbA1c(NGSP値)5.6%以上又は随時血糖値が100mg/dl以上</td> </tr> </table>	血圧	収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上	血糖
血圧	収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上			
血糖	空腹時血糖値が100mg/dl以上、HbA1c(NGSP値)5.6%以上又は随時血糖値が100mg/dl以上			

注1) 心電図検査は、基準に基づき医師が必要と認める者であって特定健康診査当日に心電図検査を実施した場合、詳細な健診の項目として実施したこととする。

注2) 眼底検査は、基準に基づき医師が必要と認める者であって特定健康診査当日から1か月以内に眼底検査を実施した場合、詳細な健診の項目として実施したこととする。

1-3 他の健診との関係

1-3-1 労働安全衛生法・学校保健安全法等

①他の法令に基づく健診の優先

高齢者の医療の確保に関する法律では、労働安全衛生法に基づく健康診断(雇入時の健康診断及び定期健康診断。以下「事業者健診」)等他法令に基づき行われる健康診断(学校保健安全法第15条に基づく職員の健康診断等)は、特定健康診査より実施が優先される。

保険者は、事業者等から事業者健診等の記録の送付を受ける等、実施義務者等から健診結果を受領していれば(詳細は6-2-5参照)、特定健康診査を実施したことに代えられる(実施義務は免除)。ただし、実施義務者等から受領した健診結果に、特定健康診査の基本的な健診の項目について(特に階層化に必要な検査項目(服薬歴、喫煙歴等)は必要不可欠)記録されていることが前提となる。各実施義務者等が行った健診において、特定健康診査の項目が欠損している場合は、欠損分について保険者が追加実施する。

他法令に基づく健診が優先されることから、他の健診と特定健康診査とを同時に実施する場合、特定健康診査と重複する健診項目の費用は、他の健診の実施主体が負担する。また、現状でも一部の保険者で行われているが、保険者が事業者健診等の実施委託を受ける場合は、事業者健診部分の実施費用は事業者等の負担となる。

②健診項目の包含関係

事業者健診や学校保健安全法の健診項目は、概ね特定健康診査の基本的な健診項目と一致しており、この他に X 線撮影・聴力等の事業者健診等に独自項目がある（図表 4）。

保険者は、事業者健診等の結果データを受領することができるが、事業者健診等に基づく健診で実施されなかった特定健康診査の詳細な健診の項目（眼底検査等）については、事業者等が健診を実施する際、保険者が事業者健診等を行う健診機関に詳細な健診の項目の実施を委託（医師の判断により実施するのが前提）しない限り、事業者等からのデータ受領分にはこれらの健診結果が医師の判断に関係なく含まれないこととなる。

図表 3: 他の健診の項目

	高齢者医療確保法	労働安全衛生法	学校保健安全法	項目名
身体計測	○	○ ^{注3)}	○ ^{注3)}	身長
	○	○	○	体重
	○	○ ^{注4)}	○ ^{注4)}	BMI
	○	○ ^{注5)}	○ ^{注5)}	腹囲
診察		○	^{注9)}	業務歴
	○	○	^{注9)}	既往歴
	○	○	^{注9)}	自覚症状
	○	○	^{注9)}	他覚症状
血圧	○	○	○	血圧(収縮期/拡張期)
生化学検査	○	○	○	中性脂肪
	○	○	○	HDLコレステロール
	○ ^{注1)}	○ ^{注6)}	○	LDLコレステロール
	○	○	○	GOT(AST)
	○	○	○	GPT(ALT)
	○	○	○	γ-GTP(γ-GT)
	□	□ ^{注7)}		血清クレアチニン
血糖検査	●	●	●	空腹時血糖*
	●	●	●	HbA1c
	● ^{注2)}	● ^{注2)}	●	随時血糖
尿検査	○	○	○	尿糖
	○	○	○	尿蛋白
血液学検査	□			ヘマトクリット値
	□	○	○	血色素量[ヘモグロビン値]
	□	○	○	赤血球数
生理学検査	□	○	○	心電図
		○	○	胸部エックス線検査
		□ ^{注8)}	□ ^{注10)}	喀痰検査 (ガフキー)
		□		胃の疾病及び異常の有無
		○	○ ^{注11)}	視力
		○	○	聴力
	□			眼底検査
その他保険者が任意に行う検査 (主なもの)				CRP
				血液型
				梅毒反応
				HBs抗原
				HCV抗体
				便潜血
医師の判断	○	○	○	PSA(前立腺特異抗原)
		○	○	医師の診断(判定)
質問票	○	※		医師の意見
				服薬

	高齢者医療確保法	労働安全衛生法	学校保健安全法	項目名
	☆	○		既往歴
	☆			貧血
	○	※		喫煙
	☆			20歳からの体重変化
	☆			30分以上の運動習慣
	☆			歩行又は身体活動
	☆			歩行速度
	☆			咀嚼
	☆			食べ方
	☆			食習慣

○…必須項目、□…医師の判断に基づき選択的に実施する項目、●…いずれかの項目の実施で可

☆…情報を入手した場合に限り保険者に報告する項目

※…服薬歴及び喫煙歴については、問診等で聴取を徹底する旨通知*1

注1) 中性脂肪が 400mg/dl 以上である場合又は食後採血の場合は、LDL コレステロールに代えて Non-HDL コレステロール(総コレステロールから HDL コレステロールを除いたもの)で評価を行うことができる。

注2) やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1c(NGSP 値)を測定しない場合は、食直後(食事開始時から 3.5 時間未満)を除き随時血糖による血糖検査を行うことを可とする。

注3) 医師が必要でないと認めるときは省略可

注4) 算出可

注5) 以下の者については医師が必要でないと認めるときは省略可

1 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの

2 BMI(体重(kg) / 身長(m)²)が 20 未満である者

3 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMIが 22 未満の者に限る。)

注6) 中性脂肪(血清トリグリセライド)が 400mg/dl 以上又は食後採血の場合は、Non-HDL コレステロールにて評価することがある。

注7) 医師が必要と認めた場合には実施することが望ましい項目

注8) 胸部エックス線検査により病変及び結核発症のおそれがないと診断された者について医師が必要でないと認めるときは省略可

注9) 必須項目ではないが、その他の疾病及び異常の有無の発見や診断項目の省略に際して、問診等を行うことが想定される。

注10) 胸部エックス線検査により、病変の発見されたもの、及びその疑いのある者、結核患者並びに結核発病の恐れがあると診断されている者に対しては、胸部エックス線検査及び喀痰検査を行い、さらに必要に応じ聴診、打診、その他必要な検査を行う。

注11) 妊娠中の女性職員については検査項目から除くものとし、妊娠可能年齢にある女性職員については、問診等を行った上で、医師が検査対象とするか否かを決定する。

注) 労働安全衛生法及び学校保健安全法に基づく健康診断は、40 歳以上における取扱いについて記載している。

1-3-2 保険者による追加健診項目(人間ドック等)

保険者独自の保健事業として、独自に*2 健診項目を設定し実施する場合、特定健康診査の実施に併せて、項目を上乗せして行うことができる。その際、加入者に上乗せで実施する必要性と費用対効果について検討が必要である。

上乗せ健診の対象者が被保険者の場合は、健診機関との契約時に上乗せ項目も実施項目

*1 「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について(平成 30 年 2 月 5 日)(基発 0205 第 1 号、保発 0205 第 1 号)」
(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000193458.pdf>)

*2 追加健診項目として遺伝学的検査の実施を検討する場合、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等を考慮する必要がある。